

## 川崎駅周辺帰宅困難者等対策協議会（摘録）

日 時 平成24年9月3日（月） 18：00開会  
場 所 川崎区役所 7階 会議室

### 出席者

別紙 川崎駅周辺帰宅困難者等対策協議会委員出席者

### 司会

ただいまより、川崎駅周辺帰宅困難者等対策協議会を開催させていただきます。協議会の開催に先立ちまして、川崎市砂田副市長よりご挨拶申し上げます。

### 砂田副市長挨拶

只今ご紹介頂きました、副市長の砂田と申します。本日は本当に9月の頭ということで、残暑も厳しい中、ご出席頂きまして、本当にありがとうございます。この対策協議会は、市の関係機関まで含めると40機関を超えるような多くの方にお集まり頂きました。ご案内の通り、昨年3月11日の大震災の折にも、川崎駅周辺で帰宅困難者が多数滞在致しまして色々な形で皆様にもご協力頂いたところでございます。JRさん、京急さんを含め、川崎駅周辺の乗降客、大まかに言って約50万人と言われていますが、皆が帰宅困難者という訳ではございませんが、非常に多くの方が利用されているということで、何か問題が起きれば、帰宅困難者の問題が真っ先に課題になるということでございます。川崎市と致しましても、昨年の震災を受けまして色々な形で取り組んでいるところでございます。

色々な被害想定に対して、危機管理対策、防災対策、耐震対策等今出来るものから、オープンにし、手直しをし、修復しという形で取り組んでいますけれども、帰宅困難者の問題は、先程も申しました通り、行政区で言うと、川崎区、幸区にまたがっているということは、警察消防を含めて、色々な行政機関がまたがっているということで、連携が非常に大切であろうと思っています。特に、帰宅困難者の問題、いわゆる、被災者、被害者、帰宅困難者は若干性格を異にしている訳ですが、被災者、被害者、帰宅困難者の境目があまり判然とはしないということで、帰宅困難者の方もいつでも被害者と、被災者になるし、被災者の方も、帰宅困難者になるというようなことだろうと思っています。一方で、首都直下型地震、あるいは、先日、国が発表しました南海トラフ、32万人の死者というようなことが言われていますが、大きな地震が起きて、それとセットで帰宅困難者問題が起きると考えなくてはならない。昨年の3・11は幸いにも公共施設等には大きな被害が無く、部分的に限定されていたということで、帰宅困難の問題が一番の中心になった訳ですが、今、想定されている地震の場合は、大きな家屋の被害や住民の被害、帰宅困難の問題がセットでやって来るということとなります。そうなりますと、われわれ行政、或いは公的な防災関係、警察、消防を含めて、やはり、怪我人、死者、建物の倒壊とかいうような対策を最優先にス

ターゲットしなければならないとしますと、帰宅困難者問題については、自助・公助・共助と言う三つのセットで行っていますが、どうしても公助の部分に限界が出てくるといことになろうかと思えます。そう言う意味でも、自助と共助を中心に帰宅困難者問題を考えないといけないというのが、実態だろうと思えますので、本日、本当に多くの方が、お忙しい中お集まり頂きましたけれども、是非この協議会という形の中で、実質な議論を重ねまして、帰宅困難者問題に具体的な対策を講じて行きたいと考えております。色々課題が沢山ございますけれども、是非一緒に考えて行きたいと思えますので、よろしく願いいたします。簡単ではございますけれども、開会の挨拶に代えさせていただきます。よろしく願い致します。

## 司会

続きまして、本日は川崎区及び幸区の両区長にもご出席頂いておりますので、簡単にご挨拶頂きたいと思えます。まずは、川崎区の豊本区長お願い致します。

## 豊本区長挨拶

川崎区長の豊本でございます。今日は帰宅困難者の関係についてご協議頂きますが、川崎区ではすでに6月に危機管理地域協議会を立ち上げまして、この帰宅困難者案件と併せまして、6つの部会の設置をし、皆様のご意見を賜っておるところでございます。副市長からもございましたように、川崎駅はターミナル駅でございますし、災害時は区境という特性がございます。両区併せて検討を進めて行きたいと思っておりますので、よろしく願い致します。

## 司会

続きまして、幸区の森下区長、お願い致します。

## 森下区長挨拶

幸区長の森下でございます。よろしく願い致します。先程お話がございましたように、川崎駅は川崎区と幸区との両方にまたがっているということなのですが、おそらく帰宅困難者になられる方にとっては、川崎区も幸区もないのだろうと思えます。幸区、川崎区それぞれ地勢も課題も全く別々な部分もありまして、それぞれ区ごとに発災時の防災対策について取り組んでいるところでございます。この川崎駅に関しましては、川崎区、幸区共に手を携えて真剣に取り組んでまいりたいと思えますので、皆様方にも是非ご協力を頂きたいと思えます。よろしく願い致します。

## 司会

それでは、議事に入ります前に、お手元にお配りしてございます資料の確認をさせていただきます。

まず、会議次第でございます。次に

資料1 川崎駅周辺帰宅困難者等対策協議会設置の趣旨について

資料2 川崎駅周辺帰宅困難者等対策協議会設置要綱

資料3 川崎駅周辺帰宅困難者等対策協議会での協議内容について

資料4 川崎市における帰宅困難者等対策について

参考資料 帰宅困難者の一時滞在施設の指定について

資料5 帰宅困難者等対策に関する国等の動き

資料は以上でございますが、不足している資料がございましたら、挙手をお願いします。

それでは、最初に協議会設置の趣旨等について、資料1から資料3までを川崎市危機管理室の増子担当部長から説明させていただきます。

## 議事1 川崎駅周辺帰宅困難者等対策協議会設置の趣旨等について

### 増子部長

危機管理室の増子でございます。よろしくお願ひ致します。まず、趣旨についてでございますが、資料1をご覧ください。大規模災害などが発生した場合の川崎駅周辺の退避者の混乱の抑制を図ることを目的と致しまして、川崎駅の周辺の関係機関や事業所などで構成します協議会を設置する旨でございます。次に、主要駅におけます帰宅困難者等対策についてですが、近年発生が危惧されております東海地震などが発生した場合、行政は住民の方々の救命や救助活動を優先して行うため、帰宅困難者等の対応は公助だけでは限界がありますことから、駅周辺の関係者が連携をして、混乱防止に取り組む必要がございます。このことから、川崎市としましては、川崎駅を始めとしまして、武蔵小杉駅、武蔵溝ノ口駅等の主要駅ごとに、協議会等を設置しまして、駅周辺の災害時の行動ルールの具体化を進め、帰宅困難者等に対する地域防災力の向上を図ることとしております。

次に、本協議会の構成につきましては、資料1に記載しておりますけれども川崎駅周辺が川崎区と幸区に隣接しておりますことから、それぞれの区に関係します交通事業者や商業施設、消防、警察などで構成をさせて頂いております。

次に、資料2をご覧ください。本協議会の設置要綱（案）についてでございますが、時間がございますので、主要な事項についてご説明をさせていただきます。第1条の目的ですが、協議会の組織及び運営について必要な事項を定めるものとしております。

次に第2条、協議事項につきましては、1つ目は、川崎駅周辺の災害時行動ルールの作成に関する事。2つ目は帰宅困難者等対策訓練に関する事。3つ目は、その他、川崎駅周辺帰宅困難者等対策に関する事。としております。次に、第3条、組織ですが、協議会は座長、副座長及び委員をもって組織します。座長1名、副座長複数名と致しましてそれぞれ委員の互選により決定するものとしております。委員につきましては、別表に掲げております関係者及び座長が協議上必要と認めた者としております。以下4条では、協議会の開催に関する事。第5条では、委員の代理出席ができる事。第6条では必要に応じて部会を設置出来る事。第7条では協議会の庶務に関する事。第8条では、その他必要事項は協議会で定める事としております。次に、裏面の別表に協議会の委員の方々の連絡先が載せてございますので、ご覧下さ

い。誤りがありましたら、お申し出頂きたいと思います。また、何かありましたら、終わってからも構いませんので、よろしくお願い致します。以上で、設置要綱（案）の説明を終わります。

次に、資料3をご覧ください。協議内容についてご説明致します。協議会の役割の主なものと致しまして、先程、協議会の設置の主旨や設置要綱（案）のご説明をさせて頂きましたが、1つ目は、川崎駅周辺の行動ルールの作成に関する事。2つ目が帰宅困難者等の訓練に関する事。3つ目が訓練の成果に基づく行動ルールの見直しに関する事です。1の行動ルールの作成につきましては、まず、自助と致しましては、組織が対応することを原則として、大型商業施設や駅の従業員や利用者の保護はどのようにして行うのか、建物や周辺地域が安全でない場合の避難誘導についてはどのように行うのかについて検討して頂き、これらを踏まえて、地域が連携して帰宅困難者等にどのように対応するのか、また、公助としてどのような情報をどのようにして提供するのかなど、行政としての支援について検討し関係機関の同意を得て、行動ルールを作成するものでございます。なお、ここでお示ししました役割は現在、事務局で考えている内容ですので、本協議会の協議によっては追加、修正があると認識しております。

次に、資料3の裏面をご覧ください。協議会のスケジュール（案）を示しております。本年度は協議会の設立後は11月に川崎駅周辺の地域の特性の把握、課題の整理、各組織の役割分担の整理について、また、来年の1月には図上訓練、行動ルール（案）について、3月には災害時の行動ルールについて各々協議を予定しております。来年度以降につきましては、川崎駅周辺の帰宅困難者等の対策訓練の計画の作成と実施を予定しております。

ここで、事務局の方から、協議会の座長及び副座長につきまして、協議会設置要綱（案）第4条に基づきまして、委員の互選により決めさせて頂きたいと考えております。事務局案と致しまして、協議会の座長は、川崎市危機管理室の小林室長にお願いしたいと考えております。また、副座長につきましては、川崎商工会議所の岩森事務局長、また、JR東日本川崎駅の上野駅長、川崎区役所の上野副区長、幸区役所の福芝副区長の4名の方をお願いしたいと考えております。

承認される方は拍手をお願い致します。よろしいでしょうか。承認多数ということで、本協議会の座長及び副座長を決定致しました。座長、副座長につきましては、前の席にご移動をお願い致します。

ここで座長となりました小林室長にご挨拶頂きたいと思います。

### 小林座長

川崎危機管理室長の小林でございます。よろしくお願い致します。座長ということで、只今ご推薦頂きましたので、今後座長としてこの会議の進行の方をさせて頂きたいと存じます。挨拶につきましては、先程副市長、また、幸区、川崎区両区長よりこの会議の重要性、また、主旨等のご説明がありましたので省かせて頂きますが、今後の川崎駅周辺の帰宅困難者等対策について皆様のご協力を頂きながら円滑に進めて

行きたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、座長着任についてのご挨拶とさせていただきます。

#### **司会**

ありがとうございます。それでは、ただいまから座長に進行をお願いしたいと思います。

よろしくお願い致します。

#### **小林座長**

まずは、先程事務局から説明がありましたが本協議会の設置要綱（案）につきまして、承認を受けたいと思っております。承認される方は拍手をお願い致します。

〈拍手〉

拍手多数により、本協議会の設置要綱の（案）を取り、この要綱に基づいて協議会を進めて参りたいと思っております。議事に入る前に、本日は川崎駅周辺の川崎区と幸区の各関係機関の皆様方にお集まり頂いております。お手元に、本日ご出席頂いている皆様の名簿が配布されておりますが、ここで、皆様に簡単に自己紹介をお願いしたいと存じます。所属とお名前の方を副座長の方からよろしくお願い致します。

#### **岩森事務局長**

川崎商工会議所の事務局長を務めております、岩森でございます。今回の帰宅困難者等対策協議会につきましては、副座長ということで、責務を果たして参りたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

#### **上野川崎駅長**

おそらく、交通事業者代表ということだと思いますけれども、J R川崎駅駅長の上野と申します。どうぞよろしくお願い致します。座長と一緒に、微力ですが一生懸命努めさせて頂きたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

#### **上野川崎区副区長**

川崎区役所副区長の上野でございます。J R駅長さんと同じ、上野ということでよろしくお願い致します。

#### **福芝幸区副区長**

幸区役所副区長の福芝と申します。関係機関の皆様と連携してやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

#### **司会**

それでは、委員の皆様方の自己紹介をお願い致します。所属とお名前の方をよろしくお願い致します。前から順に横へをお願い致します。

## 自己紹介

### 小林座長

非常に多くの関係機関の皆様がこの席にお集まり頂いております。震災対策は実際に行う時に皆様方と連携しながら行っていくことが必要だと思っておりますので、よろしくお願い致します。それでは、議事2の方に進めさせていただきます。議事2の東日本大震災発災時の対応状況でございますが、川崎区では、既にこのような形の協議会が設けられ、川崎アゼリアの状況を報告されたということなので、本日は、幸区内のミュージア川崎での対応をご報告頂きたいと思っております。ミュージア川崎の佐藤様よろしくお願い致します。

## 議事2 東日本大震災発災時の対応状況について

### ミュージア川崎

ミュージア川崎の佐藤でございます。川崎市様から3・11のことにつきまして簡単に、短時間で説明して欲しいと事前に頂きましたので、色々と考えてみました。私は、3・11の2年前に、警察の方から、自然災害とは違うのですがテロ等が起きた時に、大型商業施設の対応というものについて、協力して欲しいと言われてまして、何かあった時は受け入れようということを事前に話をしました。そして、2年後の3・11に震災になりまして、その時に思ったのは、まず、約束したことを思い出しました。私共が住んでおりますのは、3階なので、それ程大きな揺れは無かったのですが、窓の外を見ると多くの方がミュージアの上の方を見ていて、大きく揺れているのだろうと思いました。24階におります私共に勤務している者から立ってられない程の大変な揺れだったということを後で聞きました。すぐさま施設の間から緊急連絡で大変なことになっていると聞きました。それは、シンフォニーホールの天井が崩落して、スプリンクラーの水が滝のように噴き出していることと知り、各設備の人間に指示をしながら、色々対応を取ったのですが、一番困ったのが、あの日は小雪がちらつく寒い日でした。多くの方がミュージアの森に続々と来るのですが、ビル設備の人間からはこれ以上入れることが出来ないのでは、入口を閉めましょうという提案を受けました。しかし、モニターで見ていると、お年を召している方、赤ちゃんを連れた方、大勢の方が鉄橋を渡って続々と来られているのを見て、我々は、一応、施設の方の確認をとりまして、まだ、余震が無かったものなので、ほかの所は崩落はしていないという確認を取りまして、受け入れようと思いました。また、約束したことは守ろうということで、受け入れを始めました。受け入れるにあたっては、ただ自分たちの判断だけではダメなのです。ご承知のように、ミュージア川崎と言うのは、オフィスのテナントさんもいらっしゃいます。そして、商業施設、文化財団さんもいらっしゃって、各方面に今どのくらい受け入れられるかということを探りました。当初は、受け入れられない等、色々な話は出ましたが、まず、小雪のちらつく中、皆さんお見えになるので、中に入って頂こうと、受け入れ始めたところ、独立行政法人の方々も自分の会議室に入れますと、結果、1階と2階の共用部の廊下に1,700名近くの方に入って頂いたのですが、

そのうち150名ほどの方が文化財団さんの会議室と独立行政法人さんの方に600名強に入って頂きました。ただ、受け入れるにあたって、一番困ったのが、どういう優先順位でやるのかということを考えました。2次余震があった時はどうだろうと、自分は責任が取れるのだろうか！私共の仕事と言うのは、テナントさんの営業が円滑に進むように、利益を生むということが大命題でありました。この時に受け入れて、テナントさんの所に被害が出て、また、避難をされた方が怪我をされたりとか、もしかそれ以上の悪い状況が起きた時はどうするのだ。自分は責任をとれるのかということとは考えましたが、しかし、追い返すということとは出来ないと思いました。まず、最初に、どうしてミューザ川崎の方に続々と人が来るんだらうかということ調べるためにまず、川崎駅の方に1人行かせまして、調査をさせました。そうしましたら、避難所はミューザ川崎と言う看板が出ていまして、私共が出した訳ではないのですが、なるほど。じゃあ、受け入れましょうということで、受け入れました。次に考えましたのは、外国人の方もいますし、お年を召した方、乳幼児を連れた方もいらっしゃる、そういう方々をどういうふうに案内するかを考えまして、拙い英語で外国人の方に大丈夫かと聞きながら、困っていることを聞いて、優先的に財団さんの会議室の方にご案内致しました。あと、一番困ったのは、乳幼児を連れた方、お年寄りの方ですが、この方たちに大きなアナウンスをする訳にはいかないものですから、傍に行きながら全職員に指示したのは、「傍にいて質問しろ」と「ご案内出来たら案内しろ」と言いまして、乳幼児を連れていらっしゃる方は、赤ちゃんに授乳をしなければならない状況にありますし、大勢の方がいますので、その場では出来ないだろうということで、文化財団さんの方をお願いをして、ご案内致しました。文化財団さんも気持ち良くお引き受け下さいまして、乳幼児、ご老人の方を案内しました。その中で、1,700名の方がいたのですが、誰も、「そちらを優先して私たちを差別するのだ」というような言葉は出て来ませんでした。皆さんがそのことを理解して下さいました。なおかつ、我々は、夜間でしたが川崎区さんに何とか連絡を取りたいということです。一つは飲料水、それから毛布が無かったのです。自分達の事務所に備蓄してあるものは全て出したので、全職員が何もなくて、床で寝るような状況でしたけれども、それでも、まず先に、乳幼児やご年配の方に毛布を渡すことに努めました。それでも1,200名分程のものが足りないということだったので、川崎区さんの方に連絡を取っていたところ、ようやく繋がりました。夜中の3時半に600枚の毛布が届き、飲料水の方も届けていただきました。あの最中で、どういうふうに対応するかということに関して、各テナントの方、文化財団の方、皆さん色々持っているものを全て協力して頂いたことは、本当に感謝しております。後から私に関係者から余震があったら、もし崩落したら、「貴方は責任が取れるのか」というような問題もあるよ」とアドバイスを頂きました。これは、その通りだと思います。責任が取れるかなどということは、無いのではと、しかし、「あの寒空の中に帰ってくれ」というようなことは言えない」自分の考えられる範囲で、テナントの方々の協力を得た中で、ご案内していったので、もし何かあった時は、自分が責任を取るという気持ちは、心の隅にはありましたが、幸い大きな被害もなく、無事に過ぎすが出来ました。問題はこのような会議の時に私

共は、その後の2年の間に色々と川崎市様からも色々のご提案とか、ご要望を頂いたりして参りましたが、一番考えたのは、何処へ避難して頂くのだろうかということとして、南側の中学校の校庭に逃げようというのが一応の考え方としてはあるのですが、そこに逃げた場合、何千人の人間が入れるのだろうかとか、色々悩みまして、テナントさんや施設の方とも話をしたのですが、この建物は震度6強でも耐えられるとゼネコンが言っていると、我々も調査した結果、または、ゼネコンと話した中でも、ビルの中に軽いひびが入っている所もありましたけれども、6強でも耐えられるというデータの確認を取りまして、後からミューザですと4000人のオフィスワーカーの方がいらっしゃいますので、この方達を逃げると言うよりは、確認を取って、連絡を取りながら、防災組織を新たに作りました。今回も川崎市さんと一緒になって、今後こういう形での、または積み上げながら、より良い防災組織体制を作ればと思っておりますけれども、まず、電話での第一判断において、安全の確認を最優先しながら、関係部署との連絡をどう取っていくかということが、最大の問題だと思いました。このことにつきましては、こういう会議の積み重ねで、より良いご意見を皆さまから頂きながら、更に安全で迅速に出来るようなものを作っていきたいと思っております。簡単ではございますけれども、ミューザからの報告とさせていただきます。

#### **小林座長**

佐藤様、どうもありがとうございました。非常に現場を実際に体験した貴重なご意見だったと思います。施設の安全確認、また避難者の誘導、避難された方がどういう方か、外国人の方、乳幼児を抱えている方、ご高齢の方、それによって対応を考えて行かなければならない。あと、川崎市やテナント等との情報連絡のあり方等実際の現場で起きた、様々な問題を協議会として今後詰めていかないといけない課題が多くあったかと思えます。今、色々な課題が出ましたけれど、一つ一つ整理しながら川崎駅周辺の帰宅困難者対策会議の方も詰めて参りたいと思います。本当に佐藤様、貴重なご意見ありがとうございました。改めて皆さん拍手の方をよろしくお願い致します。

続きまして、議事3の帰宅困難者等対策について

#### **議事3 川崎市における帰宅困難者対策について**

##### **増子部長**

では、資料4をご覧ください。川崎市におきます帰宅困難者等対策につきまして説明をさせていただきます。まず、帰宅困難者等対策の基本的な考え方としまして、帰宅困難者を発生させないための施策を重視致しまして、①番は、事業所等の従業員や園児・児童等をむやみに移動させないために必要な普及・啓発、それから、備蓄の推進、行政からの情報提供の在り方について検討することとしております。②番ですけれども、どうしても帰らざるを得ない徒歩帰宅者の発生も充分考えられますので、その対策と致しまして、公園の活用や一時滞在施設の指定、物資の備蓄などについて検討しております。また、③番ですけれども、国の首都直下型地震帰宅困難者等対策協議会に本市も参加しておりますが、九都県市、交通機関の取り組みと連携した、そういっ

たもの、また、④番は、本日の川崎駅周辺帰宅困難者等対策協議会の設置と同様に区役所ごとに主要ターミナル駅の対策の強化、それから⑤番目ですけれど、臨海部の帰宅困難者対策などについて、検討することとしております。次のページをおめくり頂きたいと思います。参考資料と致しまして、帰宅困難者の一時滞在施設の指定状況を付けさせて頂いております。一時滞在施設の一覧をご覧頂きたいと思います。1番から17番までは公的施設でございます。民間施設が現在1施設という状況でございますので、今後、民間施設の方々のご協力を賜りまして、一時滞在施設の指定に取り組んで参りたいと考えておるところでございます。

#### 小林座長

質問につきましては、後ほどまとめてお受けしたいと存じますので、よろしくお願ひ致します。次に議事4の帰宅困難者等対策に関する国等の動きにつきましては、事務局からお願ひ致します。

#### 議事4 帰宅困難者等対策に関する国、他都市の動きの報告

##### 浅岡係長

資料5をご覧下さい。帰宅困難者等対策に対する国や他都市の動きについての報告として、①国における防災対策の見直し、②東京都における帰宅困難者対策、③横浜市における地域防災機能の強化、④九都県市災害時における帰宅困難者支援ステーション⑤内閣府および国土交通省の都市再生安全確保計画制度の創設の話について時間が限られていますので簡単に説明させて頂きたいと思います。

資料5の1ページ目になります。内閣府の方が作成しています、防災対策の見直しに関するスケジュールを付けさせて頂いております。一番右側の首都直下型地震の中で平成23年9月20日に首都直下型地震帰宅困難者等対策協議会を東京都と合同で設置しております。平成24年3月9日に中間報告の取りまとめをしております、この秋くらいに最終報告を出すというような流れで進んでいると聞いております。中間報告の内容につきましては、資料の2ページ目になります。こちらは、中間報告の概要についてですが、具体的な取り組み内容として、一斉帰宅の抑制、一時滞在施設の確保、第4章の方で、帰宅困難者等への情報提供、右側の方の第5章で、駅周辺等における混乱防止、徒歩帰宅者への支援、災害時要援護者等を中心とした帰宅困難者の搬送について、今後議論を進めているところであると聞いております。その次4ページの方に移って頂きまして、東京都の帰宅困難者対策ということで、東京都のホームページの資料を載せさせて頂いております。5ページで、これまでの東京都の取り組みと言うことで、駅周辺の事業所で構成する本日の協議会と同じようなものを、新宿、北千住、品川、池袋、上野、渋谷、蒲田、八王子と全部で8駅に設立したと承っております。それぞれですが、6ページを開いて頂きまして、こちらに東京都で全部で8駅の協議会について取りまとめをしております、どの協議会も池袋であれば、平成20年6月、新宿であれば平成21年4月、品川については平成21年1月と震災よりも前に帰宅困難者対策協議会というものを設置していたということになります。

す。ただ3・11のところで、この協議会がどう反映したのかといいますと、一応避難場所として、これ以外の色々な駅でも帰宅困難者の受け入れをやっていたのですが、主に住民用の小学校等の施設を開設した所が多いということで、あらかじめ8駅の周辺の事業所さんで広い場所を独自の休憩スペースとして定めていたところもありまして、行政が入ることなく、協力し合って、各施設を開けた所もあるという話を聞いております。首都直下型地震が起こりますと、実際問題住民が避難する場所、帰宅困難者が避難する場所を別々にしておかないと、住民の施設が帰宅困難者で一杯になって、住民がなかなか使えないという課題もありまして、先程、増子担当部長から説明させて頂いておりますとおり、民間事業者の皆さんのご協力を得ながら駅前滞留者の受け入れスペースを確保したいということで進めているところでございます。参考までに、7ページですが帰宅困難者対策を総合的に推進するための条例ということで、東京都の方で条例を制定しておりまして、この条例は平成25年4月から施行となっております。簡単に申しますと、都民の取り組みとして、むやみに移動を開始しないという、一斉帰宅の抑制策として、家族との連絡手段を複数確保するというような事前準備と、あと、事業者さんの取り組みとして、従業員の一斉帰宅の抑制、或いは生徒、児童等の安全の確保、右側の方にいきまして、安否確認の欄なのですが、情報提供体制の充実、一時滞在施設の確保や、徒歩で帰宅する人への支援策を盛り込んでいます。こちら平成25年4月から施行ということでホームページに記載をしているところであります。8ページの方にいきまして、今、東京都の流れを説明させて頂いたのですが、神奈川県でも神奈川県地震災害対策推進条例というものをこれから制定する動きがありまして、こちら意見募集のホームページですが付けさせて頂いているところです。現在、意見募集をしておりまして、9月19日（水）まで募集をしているという形になっております。右側真ん中のあたりにこの趣旨が県民と事業者等の協働による地震災害対策の一層の推進を目指すということで、下の方に書いておりますが、平成24年度中の条例制定を目指していますと考えているということです。9ページですが、神奈川の条例の骨子案のポイントです。基本理念のところ、(1) 県民の命を守るを基本として、〈減災〉の考え方に基づき対策を実施、(2) 自助・共助・公助を基本として各自治体が協力をして対策に取り組む必要性があるという形で基本理念を訴えておりまして、責務規定で神奈川県と県民と事業者それぞれに責務について規定して行こうというふうに考えているところです。基本的な対策として(1)の地震災害に強い街づくり推進から始まり、(9)で帰宅困難者等対策も含まれている形になっております。次に12ページです。横浜市の情報ですが、地域防災機能の強化という資料ですが、新規開発への整備が必要な防災機能の整理ということで、想定を下回る帰宅困難者にもかかわらず、受け入れスペースが限界に達した、また、渋滞によりパシフィコ横浜への搬送中の毛布が大幅に遅延した、また、来街者への情報が不足し、駅周辺に滞留者が集中するという形で、横浜市の方も同じような協議会をすでに設置していますが、なかなか3・11を受けて課題が色々あるということが横浜市が抱えている問題です。13ページですが、今後は横浜市としては、誘導マップの作成、地域対応ルールの案の作成など一層の地域の対応ルール作りの強化をしよう

と考えていると聞いております。次に14ページになります。こちらは、九都県市の災害時における帰宅困難者支援ステーションということで、コンビニエンスストア、ファーストフード、ファミリーレストラン、居酒屋、カラオケスペース、他には、神奈川県内では、ガソリンスタンド、日産系自動車屋さんのディーラーの店舗だったり、災害時の水や情報提供の支援をして行くという、九都県市の災害時支援ステーションというのもこちらの店舗ですが、協定を拡大していこうということで、8月31日に味の民芸・サガミチェーンとも締結して、追加指定をしております。情報が古いページなのですが、ホームページの更新も確認しましたが、まだ間に合っていないということで、今後ホームページを更新して行くと聞いております。また、今後もさらに追加していく見通しだとそうです。16ページは、都市再生特別措置法の一部を改正する動きで、話題になっているのですが、平成24年7月1日に施行された制度になります。川崎駅が都市再生緊急整備地域という形で指定されておまして、官民連携によるハードとソフトの両面にわたる都市の安全確保策が必要だということで内閣府、国土交通省が連携して、都市再生安全確保計画制度を創設したということです。具体的なものとしては、中段あたりに大規模な地震の発生に備え、退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の整備、管理をして行くということです。17ページにいきまして、都市再生安全確保計画の支援策として協議会を開催していく中で、計画を作成し、ソフト事業、ハード事業それぞれを盛り込みながら都市再生安全確保計画制度を推進していこうということで、右側ページの方に、内閣府、国交省新規予算となっております、今年度新たに予算が付いていて、4,9億円と書いてありますが、その補助金を国の方で準備しているということです。川崎市についても、こちらの制度を有効活用しながら、川崎駅における災害時の行動ルール作りを目指して行こうと考えておるところです。

## 小林座長

今事務局の方から川崎市の帰宅困難者と国や都市の動き等を報告させて頂きました。川崎市の帰宅困難者等対策ですが、先程副市長からご説明がありましたが、川崎市地域防災計画という川崎市の防災計画の基本となる計画ですが、昨年の3・11を受けて、緊急的に対応するところが、被害想定の見直しを待たずにやって行くという帰宅困難者対策につきましても、新たに地域防災計画上に定めたところがございます。東京都の方で、条例が出ておりますが、それと同じような内容で、地域防災計画に定めているところがございます。以上3,4について今ご説明がありましたけれども、こちらについてご質問等があればお願いしたいと思います。先程、川崎区理事の佐藤様の方からご説明がありましたが、そちらについてもご質問がありましたら、お願いしたいと思います。よろしくお願い致します。何かご質問等ございますでしょうか、よろしいでしょうか。

今日につきましては、今の状況を事務局の方から報告させて頂きました。今後この状況に基づきまして、皆さまからの現在の状況、川崎駅周辺の状況等も把握しながら、更に中身について次回以降は具体的な議論の方に進められるよう議事を進行させて

頂こうと考えております。事務局の方から、その他説明などございますでしょうか。

### 浅岡係長

お手元に次回の協議会の開催通知を用意させて頂きました。次回の協議会につきましては、11月12日（月）15時から、場所は同じく川崎区役所会議室で開催を予定しております。出席者につきましては、事務局まで連絡をくださるようお願い致します。

### 小林座長

昨年の3・11を受けて、JRの改善提案ということもあります。副座長の上野駅長から一言お願いします。

### 上野副座長

突然のご指名なのですが、実は私は、個人的に言いますと、震災当日は秋葉原駅の駅長をやっておりまして、ご存知の通り秋葉原は45万人という乗降のお客様がいらっしゃるということで、かなりの滞留者がいました。あの時の対応は、駅は最終的にはお客様に駅の外に出て頂いて、駅構内の設備点検を行いました。もうひとつシャッターを閉めた理由は、道路がかなり渋滞となり、混乱していたということで、お客様の心理としては、鉄道の線路を歩くと自宅に近付くのではということで、線路を歩きたいという方が非常に多くなるのが現実です。それをしてしまうと、お客様一人でも線路の中にいれば、電車を動かせる状況になった時に動かせないというのが現状であります。そのような2つの理由でシャッターを閉めたり、お客さまに一旦外に出て頂いて、設備点検をしたというのが現実です。今回会社の方でも色々と議論させて頂いて、なかなか全部出て頂くと言うのも難しいということもわかりましたので、駅構内の解放できる設備については、極力解放をして、トイレ、公衆電話を使いたいという方もかなりいらっしゃいましたので、そう言った出来る限りのことはやっぺいこうということで、今、検討している最中でございます。詳しいことがわかりましたら、弊社のホームページやそれぞれのプレス資料の中でお示しをさせて頂きたいと思いますが、方向的にはこういった方向で動いているということです。あと、主要ターミナル駅には備蓄品ということで、備蓄品を少しでも、数日分程度は持つようにやっぺいこうと検討しているのがJRとしての今の現状でございます。

### 小林座長

今のJR、今後のJRの施策についてご説明を頂きました。それぞれ各施設管理者の方においても地震が起きた時にどのように対応するか、商店街や買い物等の利用者、バスなどで遠くから来ているお客様方に対して、どのように対応するか、また、駅等に来ている方にどのように対応していくか、この問題、非常に色々な視点から検討していかないといけないと思っております。先程、施設の安全確認、確かに、避難させて、そこで耐震性をきちんと確保出来ているのか、そういうことを含めて議論を進め

ていかなくてはいけないと思います。様々なそういう情報の方を、これから整理いたしまして、どのような形でやるかを一つ一つ議論を積み上げていきたいと思います。今後も議事進行に、ご協力をお願い致します。先程、事務局の方から次回の開催について連絡がございましたが、その間にそのようなことも整理しながら進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。それでは、以上をもちまして、議事の方、終了させて頂きます。それでは、事務局の方にお返し致します。

#### **浅岡係長**

ここで、川崎区役所及び幸区役所からの事務連絡がありますので、お願ひ致します。

#### **川崎区**

川崎区役所危機管理担当の大野です。よろしくお願ひ致します。この後ですけれども、若干の休憩を約10分程を取った後に、この場所で、川崎危機管理協議会の第2回帰宅困難者部会を開きたいと思います。皆さま一旦、休憩を取った後、川崎区協議会ご担当の方につきましてはこちらの方に集合して頂きたいと思いますので、よろしくお願ひします。会議は、20時までには終わらせたいと思いますので、皆さまのご協力をお願ひします。

#### **幸区**

幸区危機管理課長の平川です。よろしくお願ひ致します。幸区もこの後、お時間を頂きまして、川崎区のように部会と言う形では無いのですが、今日、ご出席頂いております、幸区の関係機関の方々にお残り頂きまして、幸区のこれからの災害対策に対する取り組みのお話をさせて頂きたいと思います。お時間の方は1時間もかからないと思いますので、第4会議室の方をご用意しておりますので、10分程の休憩を取って頂きまして、お出で頂きたいと思います。よろしくお願ひ致します。

#### **浅岡係長**

以上を持ちまして、第1回川崎駅周辺帰宅困難者等対策協議会を終了致します。次回もどうぞよろしくお願ひ致します。本日はどうもありがとうございました。

川崎駅周辺帰宅困難者等対策協議会出席者			別紙	
No	区分	役職等	出席者数	
1	交通事業者	東日本旅客株式会社横浜支社	総務部サービス品質改革室 室長等	3
2		東日本旅客株式会社川崎駅	駅長	1
3		京浜急行株式会社	総務課長等	2
4		京浜急行株式会社京急川崎駅	駅長	1
5		川崎市交通局	運輸課長	1
6		川崎鶴見臨港バス株式会社	経営管理部課長等	2
7		東急バス株式会社	東急トランセ高津営業所GM	1
8		神奈川県タクシー協会	事務局長	1
9	一般滞在施設	川崎市産業振興会館	(財)川崎市産業振興財団 事業推進課長	1
10		川崎市教育文化会館	川崎市役所生涯学習支援課長	1
11		幸市民館	幸区役所生涯学習支援課長	
12	警察	川崎警察署	警備課長等	2
13		川崎臨港警察署	警備課長	
14		幸警察署	警備課長	1
15	商業施設等	川崎商工会議所	事務局長	1
16		川崎中央商店街連合会	会長	1
17		川崎駅前商店街連合会	会長	1
18		幸商店街連合会	会長	
19		川崎西口商店会	会長	1
20		川崎アゼリア株式会社	経営企画・危機管理担当部長等	2
21		株式会社アトレ川崎店	副店長	1
22		川崎日航ホテル	業務部管理課チーフマネージャー	1
23		株式会社 チィタ エンターテイメント	総務・法務部長	1
24		ミュージア川崎管理事務所	所長	1
25		ららぼーとマネージメント株式会社	ラゾーナ川崎プラザOPセンター長	
26		ホテルメッツ川崎	支配人	1
27		川崎区自主防災組織連絡協議会	会長	1
28		川崎区区民会議	みんなのまちづくり部会長	1
29		幸区自主防災連絡協議会	会長	1
30		川崎信用金庫		1
31		東日本電信電話株式会社川崎支店	総務課長等	2
32		総務局危機管理室	室長、担当課長	2
33		市民・こども局こども本部こども企画課	課長	1
34		環境局収集計画課	課長	1
35	川崎市	健康福祉局地域福祉課	課長	1
36		まちづくり局市街地整備推進課	課長	1
37		上下水道局庶務課	課長	1
38		交通局運輸課(川崎市交通局 再掲)	課長	
39		教育委員会事務局庶務課、指導課、健康教育課	課長等	3
40	川崎区	川崎区役所危機管理担当主管	副区長	1
41		川崎区役所生涯学習支援課(川崎市教育文化会館 再掲)	課長	
42		川崎消防署(川崎区役所危機管理担当)	副署長	1
43		臨港消防署(川崎区役所危機管理担当)	副署長	1
44	幸区	幸区役所危機管理担当主管	副区長	1
45		幸区役所生涯学習支援課(幸市民館 再掲)	課長	1
46		幸消防署(川崎区役所危機管理担当)	副署長	1
47	事務局	総務局危機管理室	担当部長	3
			担当係長	
			事務職員	
48	事務局	川崎区役所危機管理担当	担当課長	3
			担当係長	
			事務職員	
49	事務局	幸区役所危機管理担当	担当課長	3
			担当係長	
			事務職員	
計				59

